

## 令和2年度税制改正の大綱の概要

昨年12月20日、令和2年度税制改正大綱が閣議決定されました（法制化は国会での決議後となります）。今回は個人所得課税・法人課税・消費税の一部をご紹介します。

### 【個人所得課税】

#### (1) NISA 制度の見直し・延長

##### ① つみたて NISA

⇒投資期間を2024年まで5年間延長する。

##### ② 一般 NISA

⇒新制度へ移行し、つみたて NISA との選択制となる。

積立を行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度となり、口座開設可能期間を2028年まで5年間延長する。1階部分はつみたて NISA と同様の公募株式投資信託等とし、年間の投資上限を102万円とする。2階部分は、一定の上場株式および公募株式投資信託等とし、年間の投資上限を20万円とする。

##### ③ ジュニア NISA

⇒延長せず、2023年12月末で終了する。

#### (2) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するため、見直しが行われました。

##### ① 未婚のひとり親で生計一の子がいる場合、寡婦（夫）控除を適用する。

##### ② 寡婦（夫）控除について

◆ 寡婦に寡夫と同等の所得制限（所得500万円（年収678万円））を設ける。

◆ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする。

◆ 子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にする。（所得税：27万円⇒35万円、個人住民税：26万円⇒30万円）

#### (3) 低未利用地の活用促進

保有期間5年超、上物を含めて譲渡価格500万円以下等の要件を満たす低未利用地の譲渡所

得に100万円の特別控除を創設する。

### 【法人課税】

#### 連結納税制度の見直し

企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、グループ通算制度へ移行する。

（企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みとする。）

この見直しにより、現行ではグループ法人内で通算できた連結親法人の欠損金は通算できないこととなる。

### 【消費税】

#### 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度の見直し

居住用賃貸建物の取得に係る消費税については、住宅家賃（非課税売上）に対応するものとして、本来仕入税額控除の適用は認められない。しかし、作為的な金地金などの売買を継続して行うことで課税売上を増やし、仕入税額控除の適用を受ける事例があった。このため、令和2年10月1日以後に行う居住用賃貸建物の仕入れについて、仕入税額控除制度の適用を認めないこととした。

◆ 令和2年3月末までの契約に基づき取得した居住用賃貸建物については、一定の経過措置を設ける。

◆ 仕入税額控除制度の適用が認められないこととされた居住用賃貸建物について、仕入れ日の属する課税期間初日から3年以内に住宅の貸付け以外の貸付けの用（店舗など）に供した場合、又は、譲渡した場合には、一定の計算を行った上、仕入控除税額に加算して調整する。

◆ 税抜き対価の額1,000万円以上の居住用賃貸建物が対象となる。

#### ～おわりに～



以上が主な改正事項となります。

上記以外の改正事項についてご興味ございましたら弊社担当者までお問合せください。

（文責：関内本店 森朋子）